

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年3月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500364号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500169号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額を、平成17年7月25日は29万1,000円、同年12月25日は39万6,000円、平成18年7月25日は34万4,000円、同年12月25日は32万3,000円、平成19年7月25日は29万3,000円、同年12月25日は15万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月25日、同年12月25日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成17年7月25日、同年12月25日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月25日

夫は、A社から請求期間①から⑥までに賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほ

しい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社の当時の事業主が提出した平成17年から平成19年までの「夏・冬プール金」と名称が付された賞与の支給に係る台帳（以下「賞与台帳」という。）及び請求期間⑥について請求者が提出した訂正請求記録の対象者の「平成19年冬期プール金」と名称が付された賞与の支給に係る明細書（以下「賞与支払明細書」という。）から、訂正請求記録の対象者は、請求期間①から⑥までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記のA社が提出した賞与台帳及び請求者が所持する訂正請求記録の対象者の賞与支払明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万1,000円、請求期間②は39万6,000円、請求期間③は34万4,000円、請求期間④は32万3,000円、請求期間⑤は29万3,000円、請求期間⑥は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、オンライン記録によると、当時の事業主は、当該期間当時、訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500366号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500170号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、請求期間のうち、平成17年7月25日を8万1,000円、同年12月25日を14万円に訂正することが必要である。

平成17年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年3月
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

A社から請求期間①から③までの賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間①の賞与に係る記録が無く、請求期間②及び③の賞与については保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、A社の当時の事業主が提出した平成17年から平成19年までの「夏・冬プール金」と名称が付された賞与の支給に係る台帳(以下「賞与台帳」という。)から、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいず

れか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記のA社が提出した賞与台帳において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は8万1,000円、請求期間③は14万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、オンライン記録によると、当時の事業主は、当該期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、A社は当該期間に係る賞与台帳を保管しておらず、請求者は、請求期間に係る賞与支払明細書を所持していない上、同社は、「経営者が替わり、請求期間当時の賃金台帳等の資料の引継ぎがなく、何も分からない。」と回答していることから、請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、「賞与は現金支給だったので、預金口座に係る振込履歴は無い。」と陳述しており、請求期間①の賞与の支給について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500500号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500175号

第1 結論

請求者のA社における平成14年4月1日から平成18年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年4月から平成18年3月までの標準報酬月額については、20万円から30万円とする。

平成14年4月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年4月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月1日から平成18年4月1日まで

私は、A社に勤務していたが、請求期間当時、私が同社から支払われていた給与額は30万円であった。しかしながら、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が20万円となっているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時にA社から委託を受けていた税理士の回答及び給与所得の源泉徴収票等により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額(30万円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成14年4月から平成18年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成14年4月から平成18年3月までの期間について、上記資料等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び平成16年9月から平成18年3月までの期間について、年金事務所が保管していたA社に係る平成16

年及び平成 17 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、請求者の標準報酬月額が 20 万円として決定されていることが確認できることから、事業主は、上記資料等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500530号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500171号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月

夫は、A社において、平成18年12月及び平成19年8月に賞与を受け取っており、保険料を控除されていたはずだが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「訂正請求記録の対象者については、入社時の契約で賞与を支給しない雇用契約内容だった。」と回答している。

また、A社が保管する、訂正請求記録の対象者に係る平成18年、平成19年の賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票から、請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る給与振込口座指定金融機関の「フツウヨキン元帳」において、請求期間にA社からの賞与の振り込みは確認できない。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合C支部は、訂正請求記録の対象者について、「平成18年12月分及び平成19年8月分の賞与記録については、当組合への届出がないため、無い。」と回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認

できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500507号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500172号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月25日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年7月分の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていない。

現在も所持している預金通帳では、請求期間当時、A社から給与及び賞与の振込額が確認できるので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳の写しによると、平成15年7月25日に、摘要欄に「キユウヨ」と記載された「*円」のほかに、「A社」と記載された「*円」が、請求者の口座へ振り込まれていることが確認できるものの、A社において、同年7月の標準賞与額の記録が確認できる被保険者113名の賞与支給日は同年7月8日となっており、同年7月25日に支給されている者はいない上、同社の当時の人事担当者は、「基本的には、給与の支給日は25日、賞与の支給日は7月と12月の8日か9日であり、25日に賞与を支給することはなかった。」と陳述している。

また、A社の事業を継承したB社は、「合併時に、保管期限を過ぎている書類は破棄しており、請求者に請求期間に賞与を支給したかは不明である。」と回答していることから、請求者への賞与支給の有無及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、A社が加入していたC健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者記録照会(回答)」によると、請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

これらのことから、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500517号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500173号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和39年10月1日から昭和41年2月28日まで

私が、勤務していたA社B事業所に係る昭和22年6月3日から昭和41年2月28日までの厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬額と相違している。私は、A社B事業所で勤務した期間を通して、C職として過酷な業務に従事しており、所持している健康保険に係る昭和40年10月1日付けの標準報酬月額(等級)決定通知書においても最高等級の25級とされており、給与額は高額で常に標準報酬月額の上限額に位置づけられていたはずである。請求期間①及び②の標準報酬月額が上限額を下回っているのは納得できないので、当該期間の標準報酬月額を上限額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社B事業所の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、C職として高額の報酬を得ていたにもかかわらず標準報酬月額の上限額を下回っているのは納得できないとして上限額への見直しを求めている。

しかしながら、A社B事業所は既に解散しており、請求者の請求期間①及び②における報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求者の健康保険組合に係る昭和40年10月1日付けの標準報酬月額(等級)決定通知書において、健康保険の標準報酬月額が上限額の5万2,000円(25級)となっていることから、厚生年金保険の標準報酬月額も上限額であるはずであると主張しているが、当該健康保険の上限額に対応する厚生年金保険の標準報酬月額は5万2,000円(21級)であり、上限額は6万円(23級)であることから、健康保険の標準報酬月額が上限額であっても、厚生年金保険の標準報酬月額が必ずしも上限額になるとは限らない。

さらに、請求者の同僚及びその他の従業員の被保険者記録において、C職として勤務した期間のうち、標準報酬月額が上限額を下回っている期間も確認できる上、複数の同僚が、「C職として勤務した期間の標準報酬月額が上限額を下回ったことがある。」と陳述している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額の改定に際して、定時決定、随時改定及び法改正による改定が適宜に行われていることが確認でき、標準報酬月額の記載内容に不備は見当たらない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500524号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500174号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和18年8月15日から昭和20年3月10日まで

私は、叔父に頼まれて昭和18年8月にB市からC市に出てきて、叔父の経営するA社に勤務した。A社はD社の工場内でE業をしており、私は、同所でE業の監督責任者として勤務していた。東京大空襲のあった年(昭和20年)の3月にB市へ帰るまでA社に勤務していた。厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社への入社から退職までの経緯並びにA社の作業場所であるD社の当時の所在地及び作業内容について、詳細かつ具体的に陳述していることから、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡している上、請求者は、A社の従業員の名前を姓しか覚えていないため照会ができず、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、厚生年金保険の適用に係る事業所名簿を調査しても、A社及び当該名称に類似する適用事業所の記録は見当たらず、オンライン記録においても同様に適用事業所の記録は見当たらない。

さらに、請求者がA社の所在地とする地域を管轄する法務局に、A社及び当該名称に類似する事業所について照会したが、該当する事業所は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500495号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1500006号

第1 結論

昭和32年1月1日から昭和40年9月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年1月1日から昭和40年9月16日まで

日本年金機構からの通知により、請求期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。しかしながら、私は請求手続をした覚えがないので、脱退手当金を受け取っているはずがない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされているところ、請求者が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、請求者の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは認められないなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに口頭意見陳述においても請求者に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。